

第50回新発田市入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	令和2年10月14日（水）午後3時00分～午後5時00分 新発田市役所5階 会議室501	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事 （1）抽出工事等の審議について （2）第51回委員会開催に伴う抽出委員の指定について （3）その他 	
委 員 (委員数5名) (出席数4名)	委員長 八木 庸一 (税理士) (出席) 委員 藤本 晃嗣 (大学教員) (欠席) 委員 海藤 隆之 (弁護士) (出席) 委員 若桑 昭男 (公募委員) (出席) 委員 岡村 愛子 (公募委員) (出席)	
審議対象期間	令和2年5月1日～令和2年8月31日	
抽出案件	10件（対象工事総件数110件）	
制限付 一般競争入札	8件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教受第2号 市民文化会館外部（防水・外壁）改修工事 ・ 教受第5号 市民文化会館非常用自家発電機更新工事 ・ 地観受第1号 月岡温泉景観整備工事 ・ 特加複第1号 加治川第3処理分区（3250他）管渠工事 ・ 下補第4号 新発田北部処理分区（h287他）管渠工事 ・ 下複第10号 新発田北部処理分区（h444-3他）管渠工事 ・ 改整第12号 配水管入替2-12工区（開削）工事 ・ 改整第17号 配水管入替2-17工区（開削）工事
公募型 指名競争入札	0件	
通常 指名競争入札	0件	

	随意契約	2件	<ul style="list-style-type: none"> ・下維持第1号 加治川浄化センター汚泥脱水機修繕工事 ・教受第6号 新発田市民文化会館舞台音響設備改修工事
委員からの意見・質問、 それに対する回答		別紙のとおり	
委員会による意見の具 申内容		特になし	
その他		傍聴者3名	

意見・質問	回答
<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>議事録作成の都合上、発言を順番にお願いしたい。</p> <p>途中10分休憩をはさむこととする。</p> <p>審議後、時間があれば入札制度そのものについても検討したい。</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 抽出工事等の審議について</p> <p>① 第1三半期の契約等の状況</p> <p>落札率と総合評価落札方式の件数が気になる。我々が委員になってから(過去3回)の落札率を調べたところ全部が95%以上であった。マスコミ等の報道によると、95%以上は談合の疑いが高いということである。95%以上が定着したように感じるため対策が必要。例えば近隣市町村の落札率や落札率を下げるためにどのような努力をしているか調査をし、落札率を95%以下にすることが必要である。</p> <p>総合評価落札方式については、規定で1000万円以上(実績型)と3500万円以上(提案型)で適用が分かれているが、金額で対象となる工事の50%は総合評価落札方式で行われていない。総合評価落札方式の制度が始まって10年程度経つが、まだ試行のままとなっている。今後どのような形で運用するか検討が必要。また、担当者が勝手に総合評価落札方式での入札を行うかどうかを決めているのならば問題がある。市で総合評価落</p>	<p>・事務局から資料に基づき説明</p> <p>落札率は委員ご指摘のとおり若干高いように思うが、低ければ良いというものでもない。近隣市町村の状況を調査分析したい。</p> <p>総合評価落札方式選定は、年度当初に工事担当課で選定している。選定にあたってはいろいろな要素を考え、(総合評価にするかどうかを)検討した結果である。例えば、スケジュール調整が必要な議会案件であったり、県道部の工事だと掘り返し規制があり、掘削する時期が限られているものであったり、県との調整により早急に施工が必要なもの等があり、案件それぞれに事情があると考えます。</p> <p>市としては総合評価落札方式での入札は、全</p>

意見・質問	回答
<p>札方式の対象工事にするかどうかの基準を設け対応すべき課題ではないか。</p> <p>48回の会議でも申し上げたが、参加申込者数が少ない。今回も2者入札が新発田市発注で3件、3者入札が新発田市発注で4件、水道局発注で10件もある。これでは競争入札とは言えず、課題である。</p> <p>水道局の5月の工事契約が0件である。6月半ばまでの契約は6件と少ない。何か事情があるのか、その理由がわかれば知りたい。</p> <p>前回の第49回入札監視委員会では5件と件数が少なかった。期ごとに件数は決められていると思う。発注が遅れる（少ない）ことで入札に影響はないのか。</p> <p>品確法が定められて、基本的には総合評価落札方式に移行すると定められている。それを踏まえながらこれからやっていただきたい。</p> <p>参加申込者が少ない点は、前回の議事録でもあるように点検、検証をしていただきたい。</p> <p>② 随意契約案件</p> <p>下水道課、建築課いずれも既存の設備の改修、部品の交換ということでそれを使わざるを得ないということか。</p>	<p>工事の20%以上を目標に取り組んでいる。</p> <p>当市では原則一般競争入札で入札をしているため、業者のその時の都合であるとか、高い技術力を要求するものや、工事によって様々な条件を付けるものがあるため参加者が少なくなっているのではないか。例えば、今回対象の工事の中では水道局Cランクの工事への参加申込者が少ないが、Cランクに登録している業者は23者ある。ただ、水道局発注の案件は特に条件が厳しく多くの縛りがあるため、市内で条件を満たす業者がそもそも少ない状況である。</p> <p>本来は、工事の平準化ということで1年間に平均して発注することが望ましが、新年度の工事単価が公表された後に設計をする関係で、それを移行（適用）するのに手間取っていると聞いている。</p> <p>了承</p> <p>了承</p> <p>・事務局、工事担当課から資料に基づき説明</p> <p>その通り。</p>

意見・質問	回答
<p>予定価格は何を基準に算出しているのか。メーカーからの参考見積を取っているのか説明願いたい。</p> <p>その見積はまだ業者が決定していない段階か。</p> <p>随意契約は透明性、公正性、経済性がポイントになる。説明資料にはそのポイントが書いていない。もう少し詳細を記載してほしい。書いてある内容が OK だとしても、金額が妥当かどうかは大事なことである。せめて部品の値段や工事費を記載してもらうことで金額が妥当かどうか判断ができると思う。</p> <p>どのような修繕や改修なのか工事概要から読み取れない。随意契約理由書や裏付けとなる資料をつけてもらうことで議論ができるようになる。</p> <p>詳細については、口頭でも差し支えないので説明願いたい。</p> <p>契約の相手方は東京の業者だが、近くに代理店や営業所があるものなのか。東京からわざわざ何か月も来てもらって対応（工事）してもらうのか。</p> <p>No2 について、7900万円が高いのか安いのか説明資料から読み取れない。この案件は落札率が100%であるが、メーカーに有利な契約でないかと疑わざるを得ない。</p> <p>そうすると100%になることもあるということか。</p> <p>見積指名通知をしてから契約までの日数が短い。No1は16日、No2は8日しかない。その間に、見積指名通知を発送したり、それを受け取ったり、予定価格を決定したり、庁</p>	<p>随意契約の予定価格は、業者からの見積り等、時価相当額を踏まえて決定する。</p> <p>その通り。</p> <p>概要等の記載等については、もう少しわかりやすくなるよう検討する。</p> <p>その通り。</p> <p>設計は県の単価や物価を参考に積算するが、（特殊な工事で）それが参考にできない場合は業者からの見積りで設計書を作成するしかない場合がある。</p> <p>その通り。</p> <p>随意契約は地方自治法で認められている契約方法である。随意契約というからには、この業者にお願いする、この業者しかできないという前提がある。見積指名通知を発送する段階で</p>

意見・質問	回答
<p>内で執行決議書を作成したり、決裁したり、業者から正式な見積書の提出があったり、契約書の作成をしたり、このように短い期間でできるものなのか。</p> <p>工事の予定価格が市の予算を超える場合はどうなるのか。</p> <p>③ 一般競争入札案件</p> <p>今回辞退者が結構多いと思う。前回の議事録では辞退について検証したいと言っている。辞退者の確認をして、辞退者が出ないような対応をしていると思ってよいか。</p> <p>辞退者が多いのであればもう少し多く参加枠をとってみてはどうか。</p> <p>それにしても辞退者が多いのではないか。参加の意思を示したのだから、辞退の理由を聞いてもよいのではないか。</p>	<p>予定価格は決まっており、この段階で本見積を依頼する。(執行伺いも終わっている。) 業者によっては短い期間で見積書を提出する場合もあり、契約書も同様である。契約までの期間についてはケースバイケースである。</p> <p>仕様を変更するか、予算を補正するかということになるが、めったにない。</p> <p>(審議案件の抽出理由について抽出委員から説明)</p> <p>今回の抽出は、落札率が高いもの、水道局を含め4件、契約金額の高いものが3件、随時契約が2件、申込者数と実入札者数の差が大きいものを抽出した。それからもう一つ課題となっている総合評価の案件が選定した案件の中に5件入っている。</p> <p>・抽出された8件について、事務局から資料に基づき説明</p> <p>辞退については、業者により事情があると考えられる。落札しても履行できなければ、指名停止などペナルティーを受けることになる。それであれば辞退ということもあり得る。</p> <p>新発田市では参加の上限は定めておらず、ランクの縛りはあるが、条件が合えば誰でも参加することが可能である。</p> <p>総合評価落札方式での入札は公告から開札までに期間を要する。また県や他市町村の発注もあり、特に5、6月は発注が集中する。その期間の間に他団体の入札で先に落札した場合、そこに技術者を配置しなければならず、当市発注工事にその技術者を配置できなくなり、結果辞退ということも考えられる。</p> <p>参加の自由もあれば、辞退の自由もある。業</p>

意見・質問	回答
<p>確かに、申込みの自由もあれば、辞退の自由もある。それは会社によっていろいろ経営方針があることである。とりあえずエントリーだけしておいて、案件をセレクトしていく。先ほど出たように技術者が配置できないということもある。会社に直接聞くというのはどうか。</p> <p>やるとすれば、例えば登録している全業者又は無作為でもいいので、アンケート取ってみる。辞退する理由としてどういうことが考えられるか聞いてみることも必要と考える。無理にとは言わないが、できる範囲で検討してみてはどうか。</p> <p>心配しているのは、技術者が配置できないとか、会社の都合というのはいろいろある。それが大きな問題でなければいいが、大きな問題だった場合、検討が必要になる。</p> <p>技術者という例を出したが、労働条件の問題もある。人がたくさん辞めていくとか。事務局として、今の建設業界がどうなっているのか知っておく必要があるのではないか。</p> <p>No.27（市民文化会館非常用自家発電機更新工事）について、初度入札から再度入札の2、3日間で入札金額が620万円も下がっている。620万円分品質が悪くなるのではないかと気にかかる。</p> <p>それだけ利益があるということか。</p>	<p>者にどうして参加しないのかと聞くのはいかがなものか。聞いたとして、その理由で辞退してはいけないのかとなると、次の入札に影響が出る可能性もある。</p> <p>了承</p> <p>適正な技術者の数とはどのくらいを言うのか。会社も余剰人員を抱えるわけにはいかない。かといって、毎回参加申し込みをして、毎回辞退するというのは会社としていかかなものかと思う。</p> <p>ご意見として伺っておく。</p> <p>最初の入札価格が高すぎたと考える。予定価格があるので、その間（低入札価格調査基準価格以上）であれば品質の確保ができなくなるとは考えていない。</p> <p>落としている以上はそういうことになる。</p>

意見・質問	回答
<p>総合評価落札方式の技術評価点について、各評価項目の業者ごとの詳細な数字（点数）が資料に書いていないのは何か理由があるのか。技術評価点に差があるときは、点数が書いていないと何に違いがあるのかわからない。</p> <p>技術評価点が高ければ、No.59のように逆転することもあるのか。</p> <p>前にも議題になっているが、総合評価の価格点と技術点の配分をどうするかという問題になる。ここで結論は出さないが、これからの課題として検討していくべきものである。</p> <p>No.59（新発田北部処理分区（h287 他）管渠工事）について、総合評価落札方式簡易実績型を採用しているが、金額から判断すると簡易提案型ではないか。そのほかの案件についても予定価格1000万以上は簡易実績型、3500万円以上は簡易提案型でやるものと思う。</p> <p>それでは、金額で区切る意味がないのではないか。例えば1億の工事でも実績型でできるのか。選定するときの規定はあるのか。</p> <p>どちらでも選べるとなると、金額プラス何か規定がないと明瞭さに欠けるのではないか。</p> <p>入札において、担当者が総合評価落札方式か簡易提案型か簡易実績型かを選択することが可能であれば恣意的なものが入る可能性も</p>	<p>委員会の資料は、委員と報道の方にも配布しており、外部に情報が出ることが考えられる。そのような場合、技術評価点の詳細を公表することで、今後の入札に影響が出る可能性もあることから、資料に記載するかは検討が必要である。</p> <p>その通り。</p> <p>この案件は金額的には提案型でも実績型でもどちらでも選べる形になっている。</p> <p>その工事の状況（内容）によっては実績型も可能である。そもそも簡易型は技術的な工夫の余地が少ない工事を対象としている。その中で実績型と提案型に分けている。簡易型の中でも工夫が必要なものは提案型としている。</p> <p>工事ごとに総合評価落札方式の選択の説明資料はある。新発田市全体としては、工事全体の20%以上を総合評価落札方式で行うことを目標とし、工事の案件によって、条件を加味し、簡易実績型と簡易提案型を選択している。</p> <p>通学路であったり、橋の通行をストップさせたりと工事の条件として変則的なものがあり、そういったものをどう処理するか提案しても</p>

意見・質問	回答
<p>考えられる。金額の基準だけではなく市の基準を設ける必要がある。他市町村との情報交換も有効だろう。</p>	<p>らうのが提案型であるが、発注者として恣意的なものが入るのは避けなければならない。選定に明確な基準を設けるよう検討課題としたい。</p>
<p>(2) 第51回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</p>	<p>第51回委員会の抽出は岡村委員とする。</p>
<p>(3) その他 第51回委員会開催日程について</p>	<p>第51回委員会は、令和3年2月10日(水)15時開催とする。</p>
<p>5 閉会</p>	